

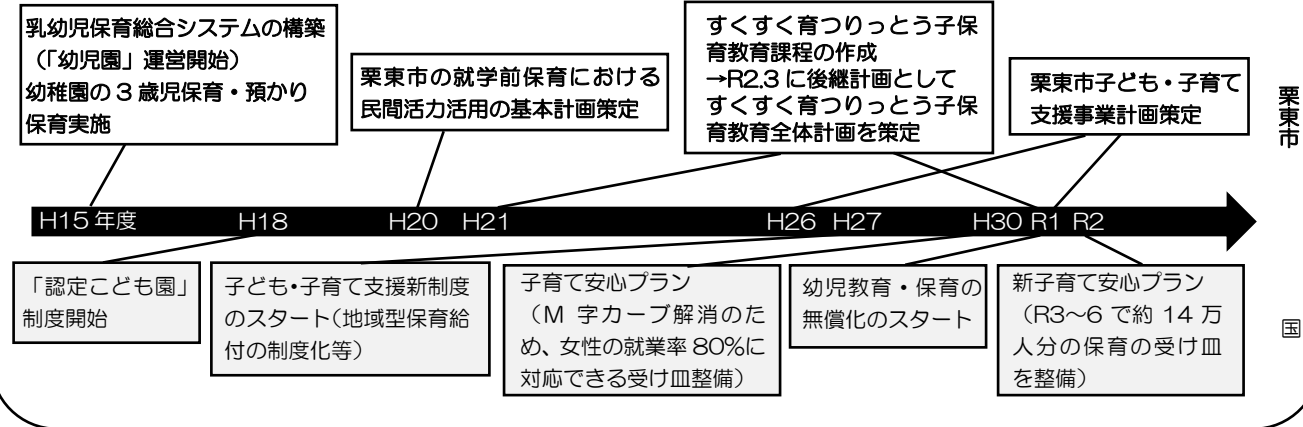
就学前教育・保育施設における栗東市の基本方針（案）

就学前教育・保育におけるこれまでの経緯

本市では、多様化する保育ニーズや地域の子育て支援に対応していくため、平成15年度より保育園と幼稚園のカリキュラムを一本化した乳幼児保育総合システムを構築し、幼稚園（幼稚園＋保育園）の設置などにより混合保育を実施し、また併せて、幼稚園の3歳児保育や預かり保育などを実施してきました。

その後、国において、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために「子ども・子育て支援新制度」がつくられ、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組が進められるようになってきました。

これらのことから、本市のこれまでの取組や関連する各種計画・調査、国・県の動向も踏まえ、小学校区ごとの保育ニーズを把握するとともに、就学前の一貫した保育・教育を目指してきた本市の特性を生かしつつ、就学前教育・保育の規模や配置のあり方などを検討・整理していく必要があります。

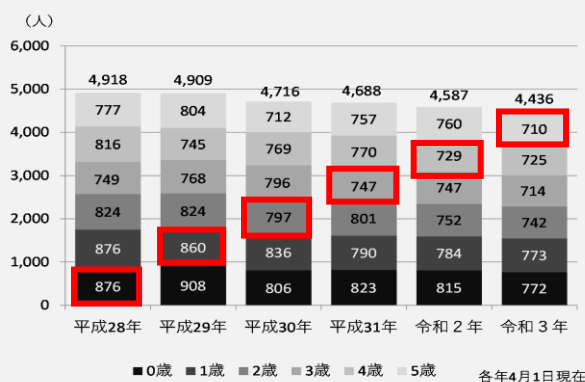


就学前教育・保育の現状

資料：幼児課 ※利用者数は市内居住者のみ
（幼稚園：各年5月1日、保育園：各年4月1日）

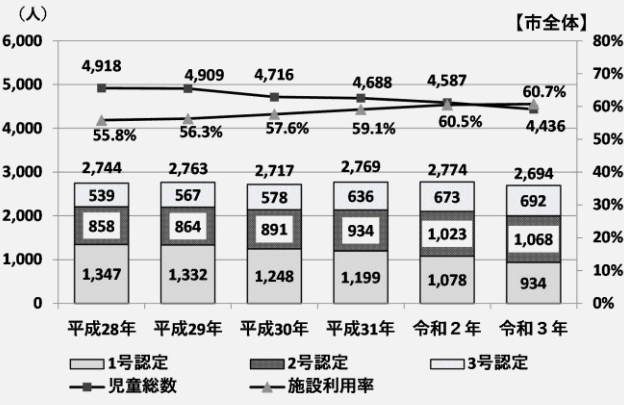
対象年齢（0～5歳）人口の推移

対象年齢人口の減少は著しく、平成28年の4,918人から令和3年の4,436人まで、9.8%減となっている。また本市では年齢が上がるごとに減少していく傾向にあり、対象年齢人口が流出している現状がうかがわれる。



対象年齢（0～5歳）人口と市内施設の利用者数の比較

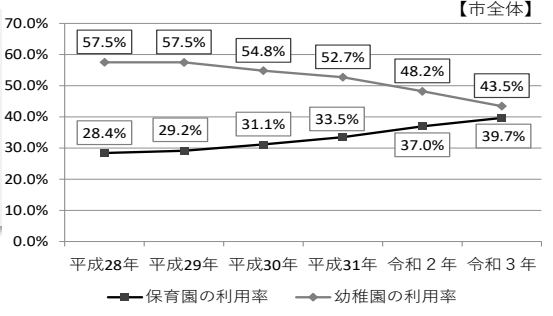
幼稚園の利用者（1号認定）数は減少しているが、保育園の利用者（2・3号認定）数は増加しており、保育園における定員超過（待機児童の発生）が起り、また幼稚園の定員割れが生じている。



対象年齢（0～5歳）人口における施設別利用率

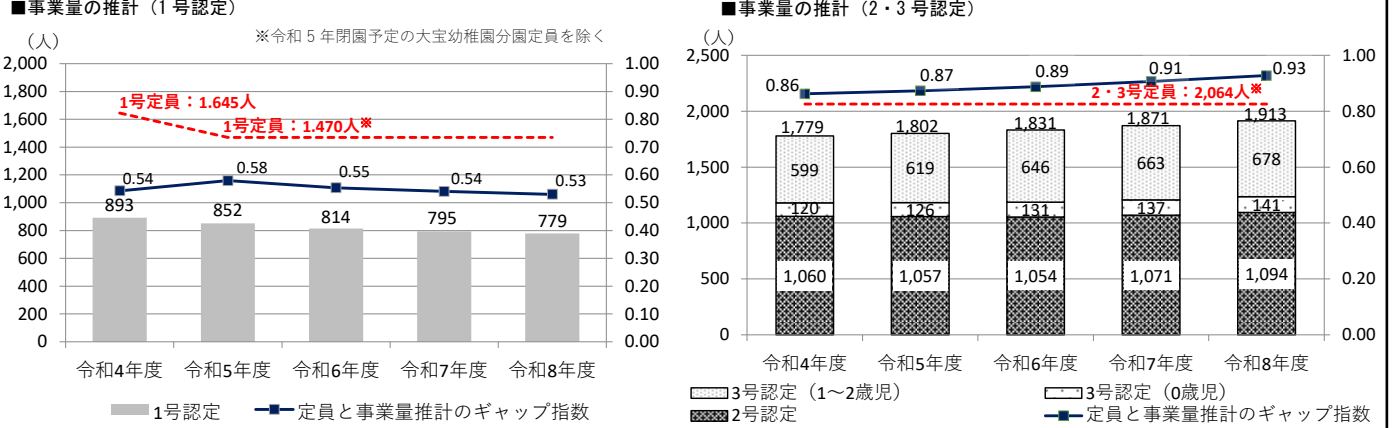
市内の幼稚園の利用率は平成29年以降減少傾向にある一方で、市内の保育園の利用率（法人立を含む）は、増加しており、全国的な傾向と同様に推移している。

保育園の利用率：0～5歳までの総人口に対する保育園利用者数
幼稚園の利用率：3～5歳までの総人口に対する幼稚園利用者数



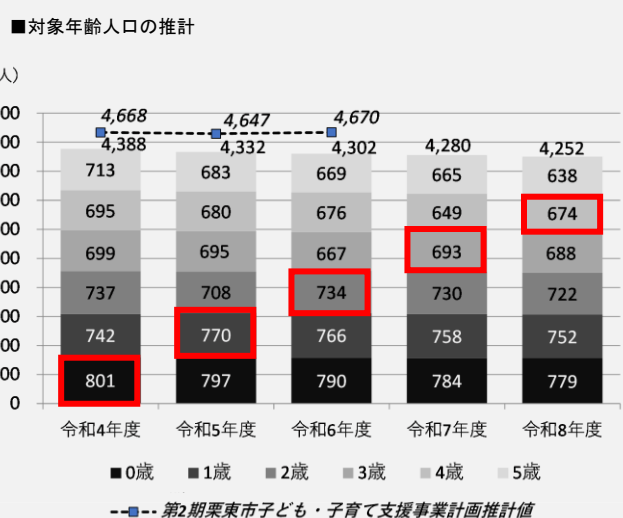
児童数・事業量の推計

実績の推移の傾向と同様に、引き続き1号認定については事業量の減少が見込まれる一方、2・3号認定については一定量の増加が見込まれる。



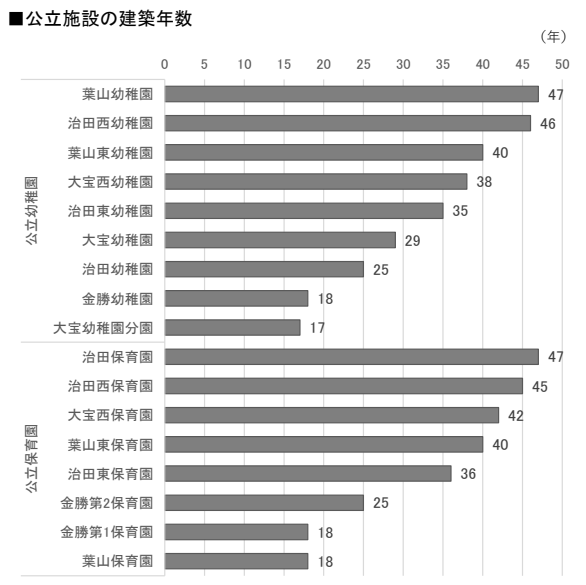
※事業量推計については令和3年度の利用率実績をもとに、栗東市第2期子ども・子育て支援事業計画に準じて利用率を設定し、過去5年の男女別1歳階級別住民基本台帳人口の推移をもとにコーホート変化率法により推計した児童数に乗じて推計している。

対象年齢人口は今後も微減での推移が見込まれる。
第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画では令和6年度で4,670人と見込まれているが、令和3年度までの実績を踏まえると当初の計画値以上に減少が進んでいくことが予測される。



公立施設の老朽化の状況

幼稚園では3園、保育園では4園が築40年を超える。建替えや大規模改修等を計画的に進める必要があり、財政的負担は一層大きくなることが予測される。



※幼稚園の建築年数は幼稚園・保育園舎に分けて記載（令和3年6月現在）

第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2～6年度）

確保方策：

R2.4 認可保育所（定員110人） →下鉤（1園）
R2.10 小規模保育園（定員19人）（2ヶ所） →小柿・中沢（各1園）
R3.4 認可保育所（定員60人） →小野（1園）
R4.4 認可保育所（定員120人）（2ヶ所） →下鉤（1園）
認定こども園（定員170人）
R5.4 小規模保育（定員19人）（2ヶ所）
R6.4 認可保育所（定員120人）

R3.4.1 現在の状況
公立幼稚園 9園（幼児園5園含む）
公立保育所 8園（幼児園5園含む）
私立認可保育所 9園
私立小規模保育 7園
私立家庭的保育 1園

今後の就学前教育・保育施設における基本的な考え方

近年、保護者の就労形態の変化に伴い、低年齢児からの保育ニーズが増加する一方で幼稚園への入園ニーズは減少傾向にあり、この傾向は幼児教育・保育無償化により、さらに加速しています。

本市では、全国的な傾向と同様、幼稚園入園ニーズは減少、保育ニーズは増加し、既に幼稚園と保育園の在籍状況にアンバランスが生じている状況であり、その傾向は今後も続くことが見込まれます。しかし、地域ごとに差異がみられ、地域によっては2・3号認定においても供給が過剰となってくることも予測されます。

さらに、長期的には就学前人口の全市的な減少により、これまで各小学校区に1園の整備により公教育を保障してきた公立幼稚園においては、幼児数の減少により小規模園化が進み、集団での教育環境の確保が困難になってくることが予測されます。また、公立保育園の運営・施設整備等に係る国等の負担金等が一般財源化され、さらには幼児教育・保育の無償化がスタートし、利用者からの保育料が見込めなくなる影響などにより、市の財政負担は今後一層大きくなることが予測されます。

これらの状況から、本市においても公立幼稚園・保育園運営の適正化を図るため、公立幼稚園・保育園運営の今後のあり方を踏まえ、既存法人立保育園との連携強化や継続支援を図りながら、限られた財源を有効活用し、さまざまなニーズに応える就学前教育・保育施設の環境整備を前提としつつ、**待機児童対策としての法人立保育園・こども園等の新規導入**や、公私連携法人による公立保育園の運営など最適な手法を検討していくものとします。

また、第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画における認定こども園の普及にかかる基本的な考え方に基づき、公立幼稚園・保育園（幼児園含む）の認定こども園への移行や、地域の実情に応じた地域の個性を生かす取り組みを促進し、**将来的な就学前人口の減少や子どもを取り巻く様々な状況の変化、多様化する教育・保育ニーズに対応できるよう就学前教育・保育施設の環境づくりを推進する**ものとします。

公立の就学前教育・保育施設の役割と課題

【公立園が果たしてきた機能と役割】

- ・乳幼児保育総合システムの構築による混合保育の実施
- ・「すくすく育つ りっとう子 保育教育全体計画」に基づく、各園同質の教育・保育の提供
- ・家庭・地域・校園の協働による「くりちゃん元気いっぱい運動」の推進
- ・子どもの健やかな成長・発達を支える支援体制の整備、特別支援教育の充実
- ・地域の子育て支援の取り組み

など

【公立幼稚園の機能と役割】

- ・1小学校区に1園の整備（大宝・大宝東小学校区は除く）による幼児期からの公教育の保障

など

【公立保育園の機能と役割】

- ・子どもが心身ともに健やかに成長することを目的とした自園給食の実施
- ・法人立保育園との連携等による職員の資質向上や保育の充実

など

【公立幼稚園の現状と課題】

- ・幼稚園ニーズの減少（地域差あり）
- ・単級園の発生
- ・教育内容及び幼稚園教諭の資質向上
- ・同年齢児との関わりニーズの増加
- ・長期休業期間中の預かり保育のニーズの増加
- ・特別支援対象児に対応できる幼稚園教諭の専門性の確保及び関係機関との連携
- ・施設の老朽化や設備の不具合の発生

など

【公立保育園の現状と課題】

- ・待機児童の発生（人員確保や運営上の工夫）
- ・関係機関との連携によるリスクの高いケースへの対応・支援体制
- ・職員のスキルアップとメンタルヘルスマネジメント
- ・人材確保・定着に向けた魅力ある職場づくり
- ・フリー保育士の配置
- ・ノンコンタクトタイムの導入
- ・ICT等の導入による保育士の働き方改革の推進
- ・定員の弾力化によるクラスの規模の拡大
- ・施設の老朽化や設備の不具合の発生

など

公立幼稚園運営の今後のあり方について

（1）集団規模の適正化

配置や規模、学級数、通園区域などの視点を踏まえ、**集団規模の適正化を図り、運営を進める。**

項目	基本的な考え方（案）
①公立幼稚園の適正配置	広域エリアを基本に再編し、適正配置を図る。
②公立幼稚園の適正規模	1学級の児童数35人以下を適正規模に見直す。
③1学年の学級数	各学年で複数学級が編成されることを基本とする。
④通園区域	通園区域を広域エリアに改正する。

（2）施設老朽化の対策

老朽化や設備の不具合等に伴う施設の修繕、改築等に取り組み、**安全で衛生的な保育環境を整備する。**

（3）幼保一体化の推進

多様な保育ニーズや、社会の変化に対応し、それぞれの**子どもの育ちにふさわしい教育・保育環境を整備するため、幼保一体化を推進する。**

（4）利用ニーズへの対応

就労しながら幼稚園に通園させたい保護者ニーズに対応するため、**長期休業期間中の預かり保育等の充実を図る。**

（5）地域との連携

子どもの「生きる力」の基礎を培う環境の充実などの視点を踏まえ、**地域との連携に努める。**

公立保育園運営の今後のあり方について

（1）待機児童の解消

既存施設を有効活用した**幼保一体化の推進や、人材の確保・育成に努め、待機児童の解消を図る。**

（2）施設老朽化の対策

老朽化や設備の不具合等に伴う施設の修繕、改築等に取り組み、**安全で衛生的な保育環境を整備する。**

（3）幼保一体化の推進

多様な保育ニーズや、社会の変化に対応し、それぞれの**子どもの育ちにふさわしい教育・保育環境を整備するため、幼保一体化を推進する。**

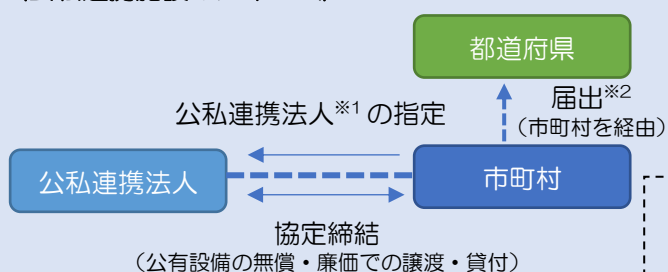
（4）利用ニーズへの対応

保護者の多様な就労形態に対応するため、**延長保育等の充実を図る。**

（5）民間活力の導入及び公立保育園の機能維持

公立園の担うべき役割が十分に遂行される体制の維持に努めるとともに、**民間のもつ柔軟性や効率性なども活かして保育サービスの充実を図る。**その際は民設民営だけでなく、公私連携法人による施設運営なども検討する。

〈公私連携施設のスキーム〉



※1 対象法人は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人といった多様な法人から選定が可能。
(ただし、公私連携幼保連携型認定こども園については、学校法人又は社会福祉法人に限定)

※2 指定都市・中核市が指定する公私連携法人の場合、都道府県への届出は不要であり、当該指定都市・中核市への届出となる。

〈公私連携のメリット〉

- ・公有設備等を無償若しくは廉価で貸付、または譲渡することで、設置促進のための民間法人へのインセンティブを付与する。
- ・移管後も協定に基づいた運営がされているかを市町村が指導監督できるため、教育・保育の質の担保ができる。

公立園の再編（認定こども園化）の推進方針

第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画における認定こども園の普及にかかる基本的な考え方や、今後の公立園運営のあり方についての検討結果などを踏まえつつ、保護者の労働形態の多様化等による影響も鑑み、既存の施設や機能を生かした公立幼稚園・保育園（幼児園含む）の認定こども園化や、公立保育園の民設民営化による認定こども園の新規導入などを図るものとします。

公立の認定こども園の普及にあたっては、安全・安心な子育て・子育て環境を将来にわたって持続可能なものとするため、①園舎の老朽化に伴う安全な教育・保育環境の確保のための必要な対策、②一定の集団規模の確保、③量的ニーズの減少から質向上への転換による適正配置、④公立園の民設民営（公私連携法人）化、⑤認定こども園法に基づく施設運営、などの取組により、待機児童の解消と幼稚園・保育園のアンバランスの解消や、地域における子育て支援のさらなる充実を目指し、段階的に認定こども園への移行を実施し、全市的な普及を進めていくものとします。

〈認定こども園化の推進により得られるメリット〉

- ・既存施設の有効活用と効率的な運営を図りながら、待機児童対策に繋がる。
- ・人口が減少傾向にある地域でも一定規模の集団の中で子どもの育ちが保障できる。
- ・保護者の就労形態に関わらず、就学前の教育・保育を一体的に受けることができる。
- ・ニーズの減少から幼稚園単体での維持が困難な地域において幼稚園機能を維持できる。

※認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設で、3～5歳児は保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けます。また保護者の就労状況が変わっても、通い慣れた園を継続して利用できます。

■実施方針

①認定こども園については、モデル園を選定し、段階的に推進する。

令和 α 年度	令和 α +1年度	令和 α +2年度	令和 α +3年度	令和 α +4年度	令和 α +5年度～
幼保再編（①モデル園の実施、②全市的に順次実施）					

◎モデル園の選定にあたっての留意事項

- ・幼保連携型は、施設の老朽化や機能的な面を考慮し、施設的に実施において支障が比較的小さい施設（幼児園）を選定する。
- ・幼稚園・保育所型は、地域の実情を考慮し、幼保一体化により、保育が必要な児童の受け入れが図れる施設を選定する。

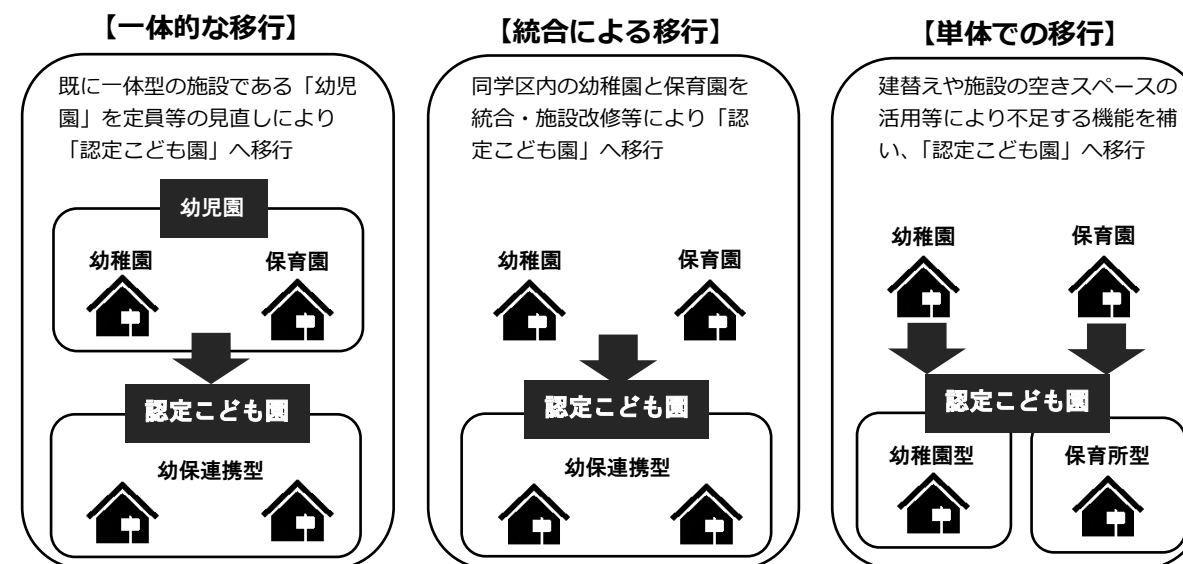
- ②認定こども園の移行タイプについて幼児園は「幼保連携型」、幼稚園は「幼稚園型」、保育園は「保育園型・幼保連携型」を基本とする。
- ③各中学校区に拠点となる認定こども園を配置する。また、利用者数の減少が見込まれる園については、統合又は廃止を検討する。
- ④園舎や設備等の老朽化が著しい施設については、民設民営（公私連携法人）による認定こども園の新規導入など最適な手法を検討する。
- ⑤認定こども園化に伴い、幼稚園の長期休業期間中の預かり保育（新2号認定のみ）や、保育園の延長保育の需要に対応する。
- ⑥法人立の認可保育園については、公立施設におけるモデル園の検証や、地域の状況、各法人の意向等を踏まえ、認定こども園への移行を支援する。

■実施方法と選定

以下に示すタイプ別に認定こども園化を実施し、検証と評価を行いながら、次選定園へ、成果・課題・ノウハウを反映する。

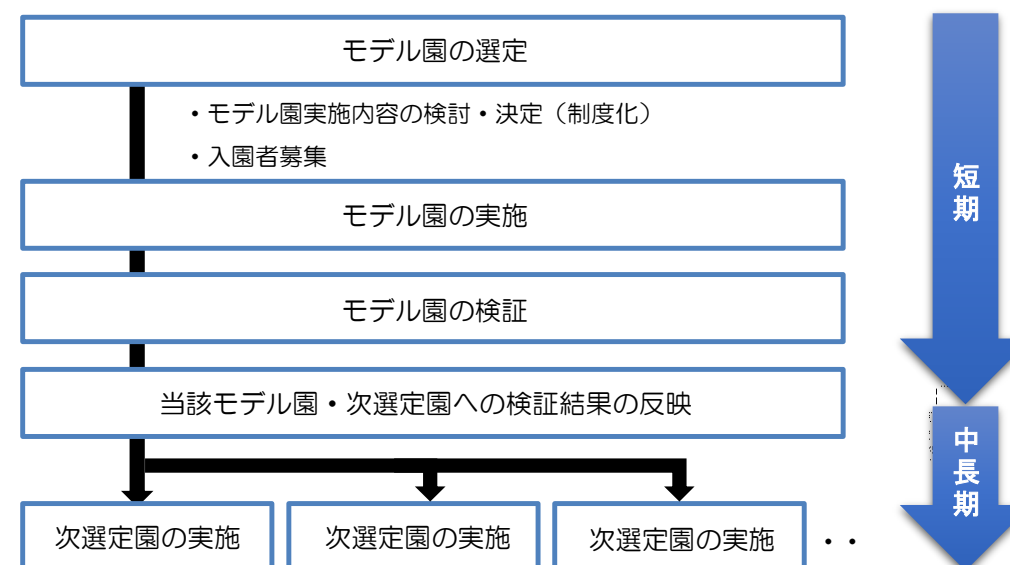
- ①**幼保連携型**：幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。
- ②**幼稚園型**：認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。
- ③**保育所型**：認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

■幼保一体（認定こども園）化の実施方式



※幼児園とは、本市が平成15年度から実施している「乳幼児保育総合化」を契機に、保育園と幼稚園をまとめて運営している施設（一体型：金勝第1・葉山・葉山東・治田東）（連携型：治田西）

■認定こども園の普及に向けたプロットイメージ



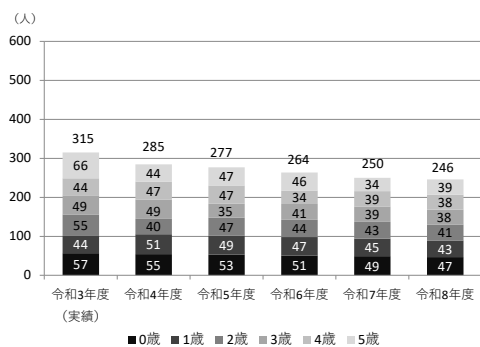
■ 参考資料

小学校区別児童数推計と事業量推計

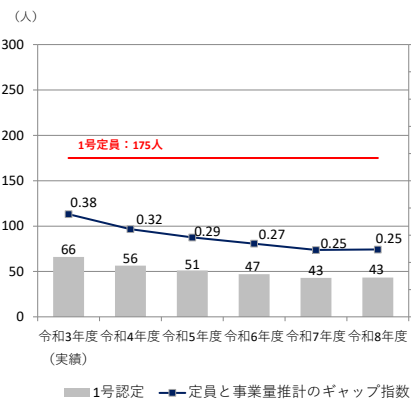
※推計値について、数値は表章単位未満の位で四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計は必ずしも一致しない。

【金勝小学校区】

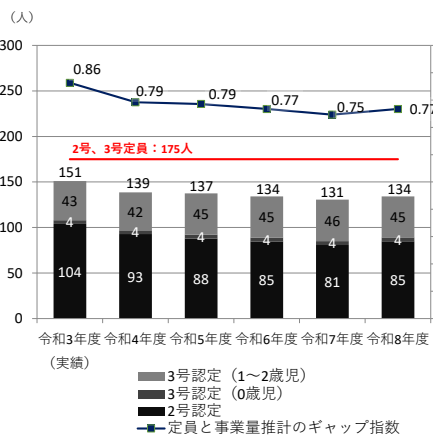
■ 児童数推計



■ 事業量推計(1号認定)

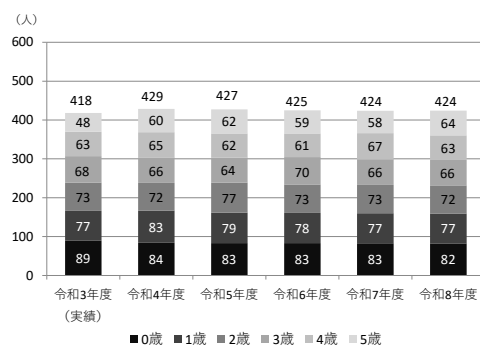


■ 事業量推計 (2号、3号認定)

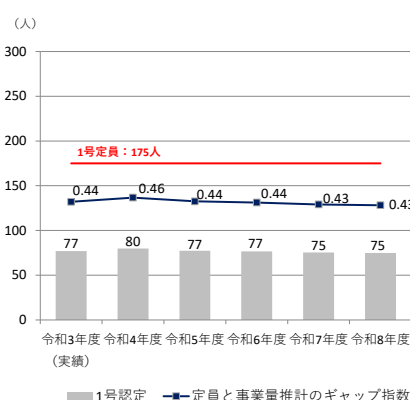


【葉山小学校区】

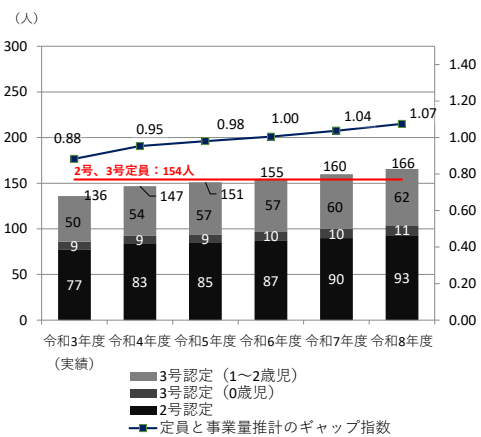
■ 児童数推計



■ 事業量推計(1号認定)

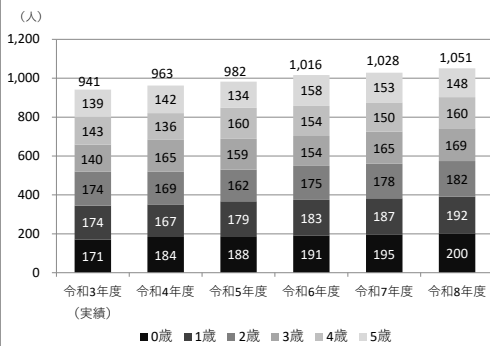


■ 事業量推計 (2号、3号認定)

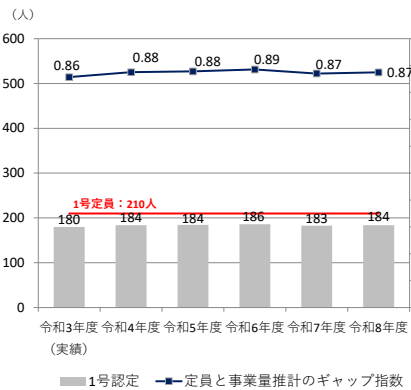


【治田小学校区】

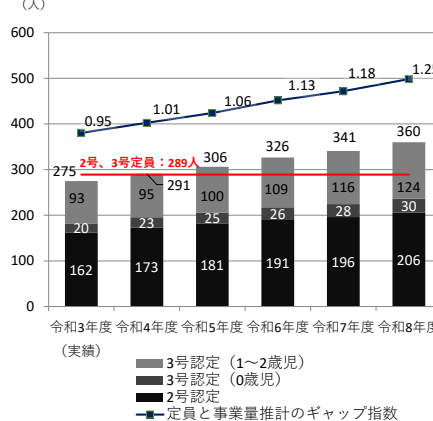
■ 児童数推計



■ 事業量推計(1号認定)

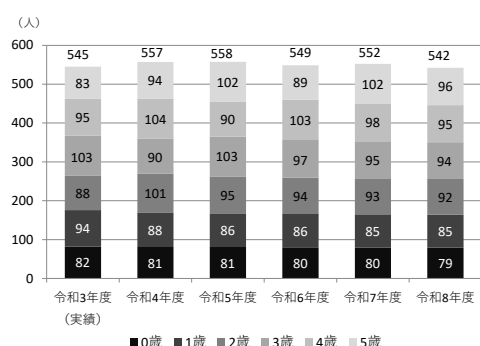


■ 事業量推計 (2号、3号認定)

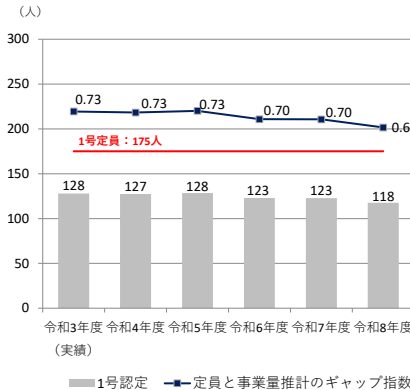


【葉山東小学校区】

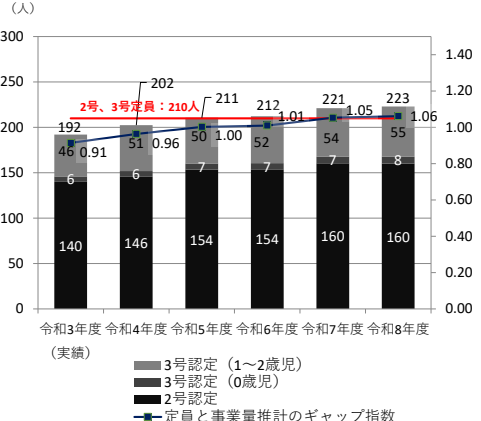
■ 児童数推計



■ 事業量推計(1号認定)

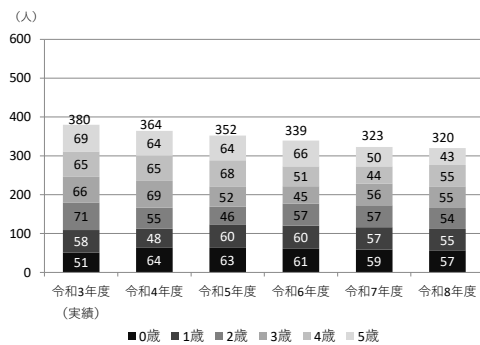


■ 事業量推計 (2号、3号認定)

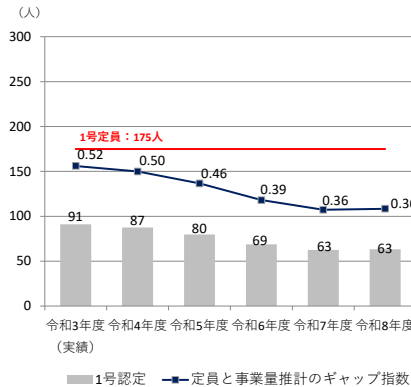


【治田東小学校区】

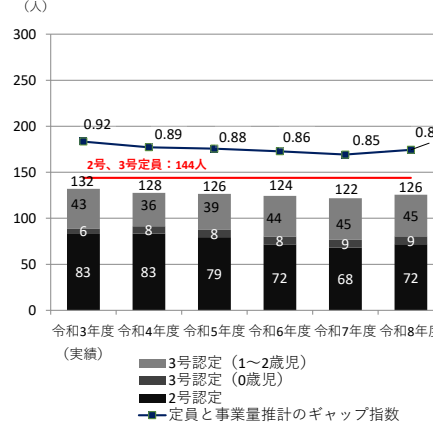
■ 児童数推計



■ 事業量推計(1号認定)

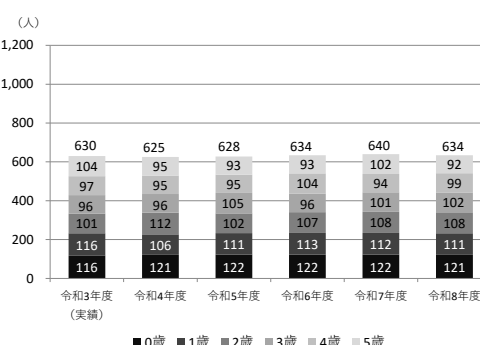


■ 事業量推計 (2号、3号認定)

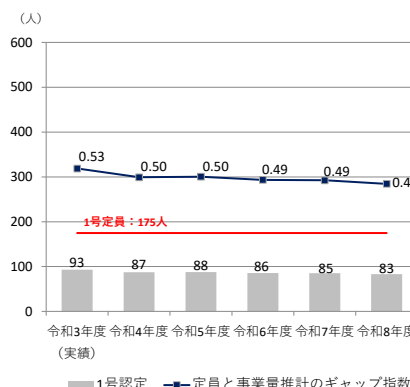


【治田西小学校区】

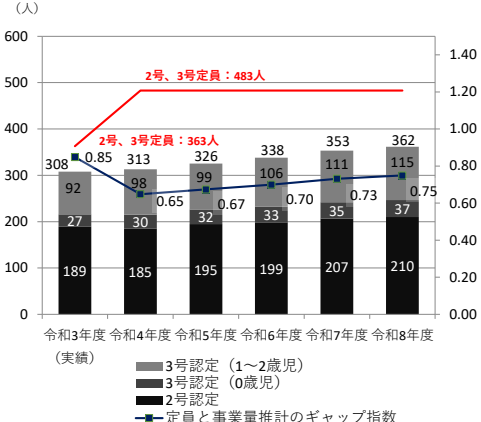
■ 児童数推計



■ 事業量推計(1号認定)

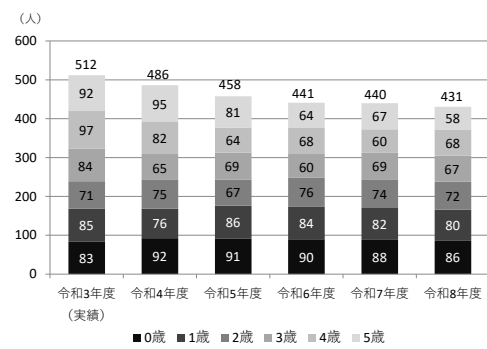


■ 事業量推計 (2号、3号認定)

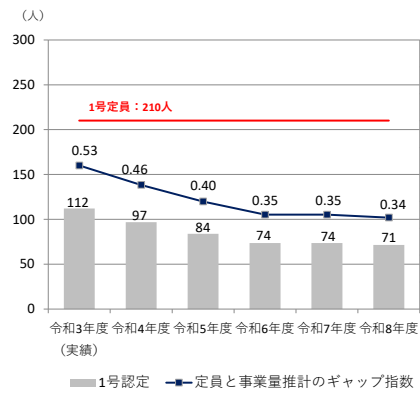


【大宝小学校区】

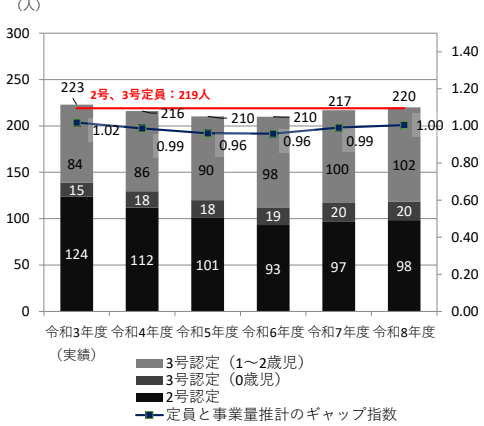
■児童数推計



■事業量推計(1号認定)

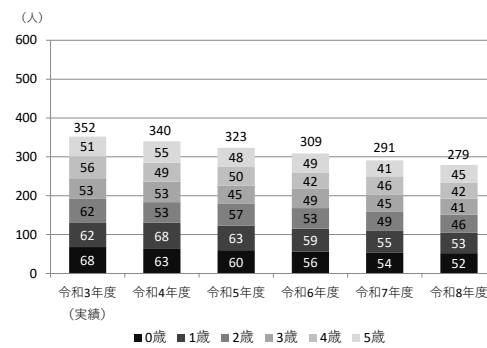


■事業量推計(2号、3号認定)

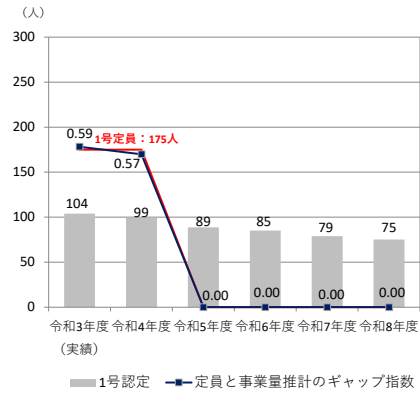


【大宝東小学校区】

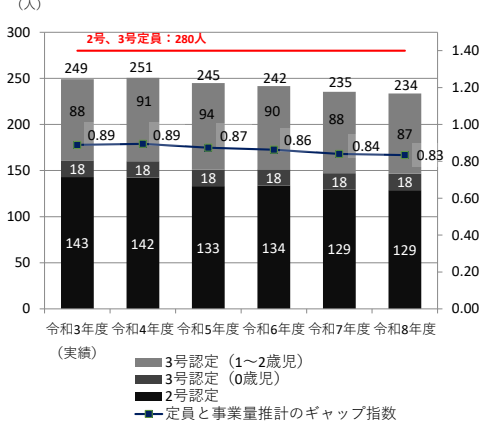
■児童数推計



■事業量推計(1号認定)

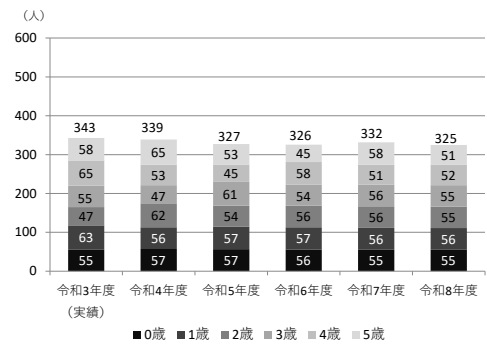


■事業量推計(2号、3号認定)

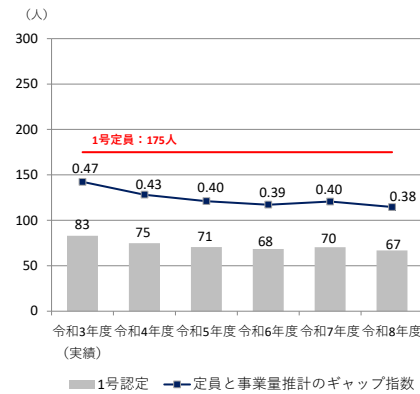


【大宝西小学校区】

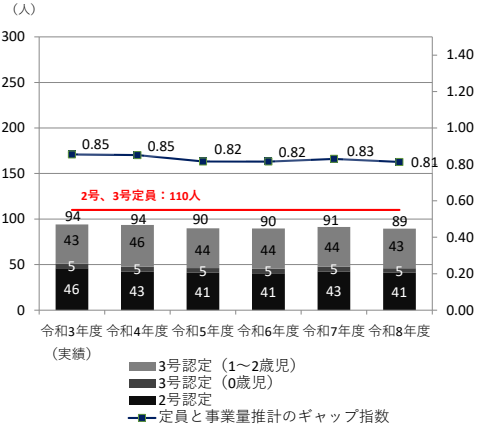
■児童数推計



■事業量推計(1号認定)

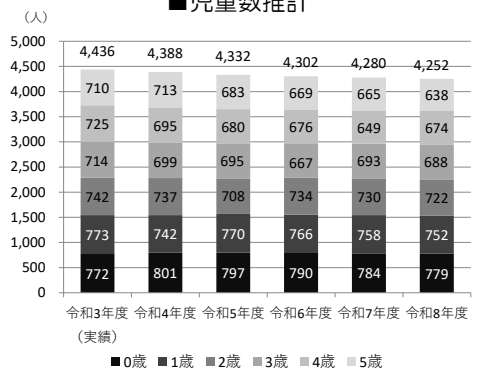


■事業量推計(2号、3号認定)

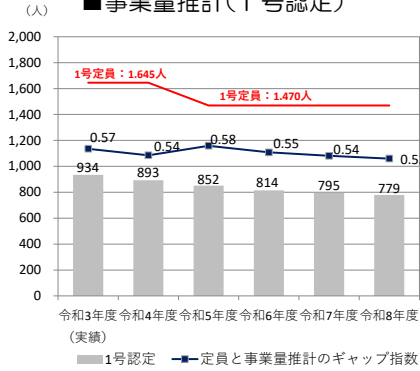


【市全体】

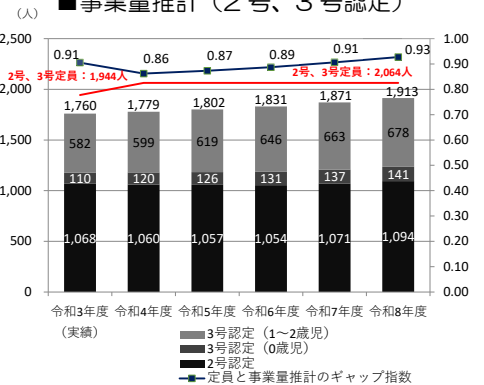
■児童数推計



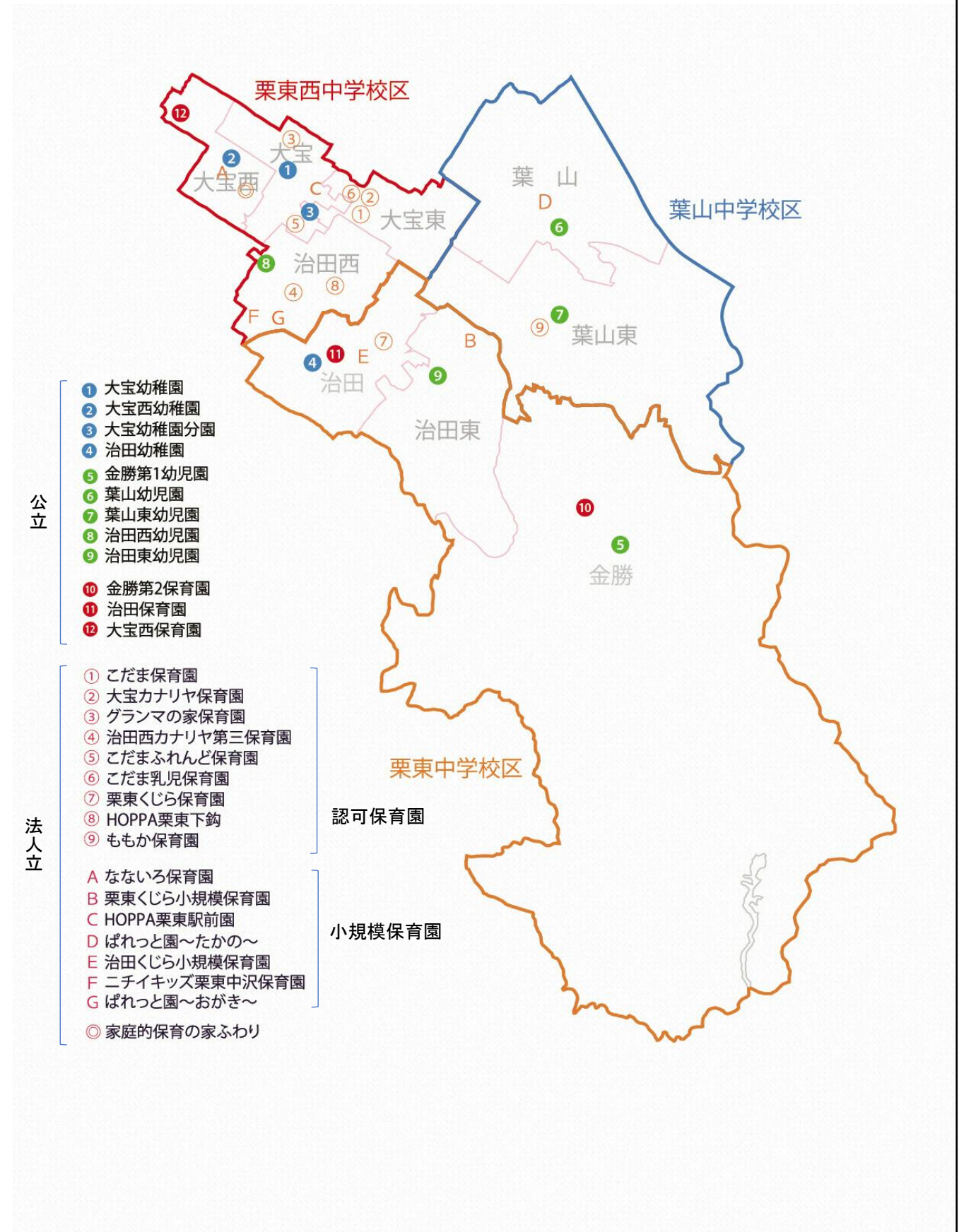
■事業量推計(1号認定)



■事業量推計(2号、3号認定)



市内就学前教育・保育施設の位置図



認定こども園の概要

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。（保護者が働いている・いないに関わらず利用可能。）

※教育・保育を一体的に行う施設とは、具体的に、どのように教育・保育がなされるのか？

→ 3歳以上の子どもについては、保育を必要とする2号認定の子ども（保育所の利用対象の子ども）と、それ以外の1号認定の子ども（幼稚園の利用対象の子ども）とが、基本的に同じクラスで教育・保育を受けます。この教育・保育は、小学校就学までの発達の連続性や生活リズムの多様性に配慮した内容です。

以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、県から認定を受けることができます。

1

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）

2

地域における子育て支援を行う機能
（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）

幼稚園

●幼児教育
●3歳～就学前の子ども

機能付加

就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する枠組み

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供

保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に実施

地域における子育て支援

すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを実施

認可・認定

保育所

●保育
●0歳～就学前の保育が必要な子ども

機能付加

認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがあります。なお、認定こども園の認定を受けても幼稚園や保育所等はその位置づけは失いません。

幼保連携型	幼稚園型	保育所型
幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園 （3歳から5歳） 幼稚園 3～5さい	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校 ●利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施 ●利用できる保護者 制限なし								
保育所 （0歳から5歳） 保育所 0～5さい	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設 ●利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施 ●利用できる保護者 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者								
地域型保育 （0歳から2歳） 地域型保育 0～2さい	保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、0から2歳の子どもを保育する事業 ●利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施 ●利用できる保護者 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者 ※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の機能を担う連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）が設定されます。 <地域型保育の4つのタイプ><table><tr><td>家庭的保育（保育ママ）</td><td>家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。</td></tr><tr><td>小規模保育</td><td>少人数(定員6から19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。</td></tr><tr><td>事業所内保育</td><td>会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します</td></tr><tr><td>居宅訪問型保育</td><td>障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います</td></tr></table>	家庭的保育（保育ママ）	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。	小規模保育	少人数(定員6から19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。	事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します	居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います
家庭的保育（保育ママ）	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。								
小規模保育	少人数(定員6から19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。								
事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します								
居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います								
認定こども園 （0歳から5歳） 認定こども園 0～5さい	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設 <table><tr><td>0歳から2歳</td><td>●利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施 ●利用できる保護者 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者</td></tr><tr><td>3歳から5歳</td><td>●利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施 ●利用できる保護者 制限なし</td></tr></table> 《認定こども園の2つのポイント》 1. 3から5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、通いながれた園を継続して利用できます。 2. 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。	0歳から2歳	●利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施 ●利用できる保護者 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者	3歳から5歳	●利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施 ●利用できる保護者 制限なし				
0歳から2歳	●利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施 ●利用できる保護者 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者								
3歳から5歳	●利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施 ●利用できる保護者 制限なし								

6